

第24回平塚市景観審議会

- 1 日時 令和5年1月16日(月)
午前10時00分～午前11時30分
- 2 場所 平塚市役所本館7階 720会議室
- 3 出席委員 4名
野原 卓、小沢 朝江、阿部 貴弘、田嶋 豊
- 4 欠席委員 1名
町田 怜子
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策課
課長 平田 勲
課長代理兼都市景観担当長 川嶋 隆史
主査 河村 裕介
主査 星野 誠
主査 角田 巧
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第2項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0名
- 8 あいさつ
- 9 議事
 - ・審議事項 議案第12号 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用除外について(公開)
 - ・報告事項 景観重要公共施設制度の活用について(非公開)

[審議会開会 午前10時00分]

(会長)

では、ここから議事を進行させていただきます。会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき原則公開での審議になりますが、事務局から議題(2)の報告事項、「景観重要公共施設制度の活用について」については、非公開としたい旨の連絡がありました。

会議の公開については、平塚市情報公開条例第31条及び平塚市景観規則第47条の規定により、審議会の議決により会議を公開しないことができるとなっておりますので、事務局から非公開とする理由の説明を受けた後に採決をします。

それではまず、事務局から非公開とする理由について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「(2)報告事項 景観重要公共施設制度の活用について」を非公開とする理由について説明いたします。(2)の報告事項は現在検討中のものございまして、未確定な内容ではございますが、一度この段階で審議会の御意見をお聞きしたいと思い、本日報告をするものでございます。つきましては、未成熟な段階での情報を公開することは、不正確な理解や誤解を招く恐れがありますことから、こちらの議題に関しましては、非公開とさせていただきたいと考えております。御審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、質問や意見はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決をします。非公開とすることについて、賛成する委員の皆様は挙手をお願いします。

賛成多数により「(2)報告事項 景観重要公共施設制度の活用について」の議案については、非公開とします。

続きまして、本日の審議会の議事録署名人を私と田嶋委員としたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、議事を進めてまいります。なお、先ほど事務局から御説明があったとおり、本日傍聴人はおられません。

では、「(1)審議事項 議案第12号 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から

展望できる範囲に係る禁止地域の適用除外」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、「平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用除外について」、説明いたします。説明内容は、前回の審議会と重複するところもありますが、前回から時間も経っていますので、要点を絞って、改めて説明いたします。使用する資料は、右上に1 - 1、1 - 2、1 - 3、1 - 4と記載されたものとなります。それでは資料1 - 3に沿って説明をします。

まず、今回の見直しの概要ですが、平塚市屋外広告物条例で、屋外広告物の設置を禁止する地域の一つである「道路・鉄道から展望できる範囲で、市長が指定する地域」について、元々の規制趣旨や現状の課題等を踏まえた、よりきめの細かい規制を目指し、設置を禁止する広告物を見直しするものであり、具体的には、禁止地域の適用を除外する基準の見直しをするものです。適用除外の基準を定め、また変更するときは、条例により審議会への諮問を必要としていることから、本日諮問を行うものです。それでは、見直しの詳細について説明をいたします。

まず、条例では、禁止地域として、現在、14種の地域を定めており、今回見直しを行う禁止地域は、の地域であり、市長が指定する地域として、小田原厚木道路・新幹線並びに 両外側500メートル以内の地域としております。

ただし、特定の用途地域については、禁止地域の適用をあらかじめ除外しております。こちらの図の赤線が、小田原厚木道路と新幹線の両外側500メートル以内の地域を表しております。あらかじめ禁止地域の適用が除外されるものとして、先ほどの用途地域の他にも大きく3つあり、地形・半永久的な構造物により、鉄道等から展望できない広告物、自己用広告物で合計面積が10平方メートル以下、特定案内誘導広告物については、この禁止地域の適用を現時点で除外しております。禁止となる広告物の例として、例えば小田原厚木道路の直ぐわきに設置されている、こちらの写真のような広告物の設置を禁止しております。現在、この広告物は既に撤去が行われております。見直しを行う背景として、もともとの規制の趣旨としては、こちらの写真にあるとおり、新幹線の乗客等に向けて田園地域等に乱立していた広告物を、主に規制するところにあつたと考えます。

また、国の「条例ガイドライン」でも、この禁止地域を設定する区域について、展望できる範囲を一律に禁止するのではなく、「特に良好な景観の形成又は風致の維持を必要とする区域について、行うことが適当」としています。

次に、この禁止地域に関する現状の課題としまして、店舗等の自己用広告物や、来店者を案内するために主要な道路等に設置する広告物について、新幹線の乗客等以外の、周辺住民を対象に設置するものについても、現状は一律に禁止してしまっています。そこで今回、良好な景観の形成等に配慮しつつも、元々の規制の趣旨に照らし、店舗の営業上の必要性や周辺住民の利便性も踏まえ、この禁止地域を適用する対象について、見直しを行いたいと考えます。なお、今回は、禁止地域の指定範囲の見直しは行いません。

それでは具体的な見直し内容ですが、まず、店舗等の「自己用広告物」については、その場所に、店舗名や営業内容等を表示する広告物を設置する必要があることから、この禁止地域内全域にわたり、一律に設置を認める方向で見直します。

次に、第三者広告物については、周辺住民を対象として、主要な道路沿道に設置するものは、特に良好な景観の形成等を必要とする区間を除き、設置を認める方向で見直します。周辺住民を対象に設置とは、広告物の設置場所が店舗から5メートル以下とします。主要な道路とは、県道や市の幹線道路から選定します。特に良好な景観の形成等を必要とする区間については、田園景観と山々への眺望景観とします。

また、沿道に設置とは、原則として道路境界から5メートル以内とすることを現時点では想定しています。

次に、先ほどの 以外の広告物については、引き続き設置を禁止します。これまでの説明を表にまとめますと、まず の自己用広告物については、この禁止地域内全域にわたり、一律に禁止の適用を除外します。次に、第三者広告物の のものですが、設置場所が店舗から5メートル以下で、主要な道路沿道のうち、特に良好な景観の形成等を必要としない区間に設置するものについては、禁止の適用を除外します。それ以外の広告物は全て、禁止の適用を継続します。

次に今回の見直しにより、懸念される事項への考え方ですが、まず先ほどの の広告物の設置を認めたとしても、許可の際には、「第1種地域」という最も厳しい基準が適用されることから、良好な景観の形成の妨げになるものではないと考えます。

また、設置場所が、この禁止地域以外の禁止地域、例えば農振農用地にも指定されている場合、今回の見直しにより、展望に関する禁止地域の適用が除外されても、農振農用地の禁止地域により、引き続き設置を禁止することができます。

次に特に良好な景観の形成等を必要とする区間についてですが、「平塚市景観計画」で掲げる景観類型のうち、「主要な道路」沿いに眺望できる「田園景観」と

「山々への眺望景観」とします。こちらが、特に良好な景観のうちの田園景観の例です。背後にある田園景観への眺望を守るため、こちらの赤色のような広告物の設置を引き続き禁止します。

次に、こちらが、山々への眺望景観の例です。背後にある大山・丹沢への眺望を守るため、こちらの赤色のような広告物の設置を引き続き禁止します。

また、区間の具体的な選定に当たっては、実際の視認性も考慮して、新幹線等の両外側250メートルまでの区間とします。

さらに、250メートル以内の場所であっても、写真のように、建築物等により、特に良好な景観の眺望がきかない場所は、区間から除くこととします。具体的な規制の場所については、資料1-2に記載のとおりです。こちらは前回の審議会で説明をしておりますので、今回は、説明を省略いたします。

次に前回の審議会でも御指摘いただいた事項への対応の考え方を。

まず、広告物の向きについて、新幹線等の方向に広告の表示面が向かないように、との指摘につきましては、主要な道路沿道に設置する広告物については、主要な道路の方向に表示面を向けたものに適用除外の対象を限定し、新幹線等の方向にできる限り向かないようにいたします。

次に、広告物の色彩について、周辺景観に調和するものにとの指摘については、特定案内誘導広告物について、こちらの表のとおり、色相に応じた地色の彩度の規制をしているところでありますので、この規制を準用して指導したいと考えています。

また、これまでの審議会でのその他の御意見については、資料1-4にまとめてありますので、こちらも併せてご参照ください。今後のスケジュールですが、当初、条例の施行規則のみの改正を予定していましたが、法制担当との調整により、条例の改正も行うことになりました。条例改正を行う場合は、議会の議決も必要となりますので、本日、この議案についてご了承いただけた場合は、来年度の6月議会に条例改正案の上程をしまして、その後、7月1日の施行を目指してまいりたいと考えています。

最後に、具体的な条例改正を行う箇所については、条例第8条に禁止地域等の適用除外に関する規定をまとめており、今回の禁止地域の規定についても、この条の第4項以降に追加する方向で検討しています。なお、具体的な基準は施行規則で定めることとなります。以上で、本件の説明を終わりにします。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の御説明に対して、御意見や御質問等ありましたらお願いします。こちらは審議事項となっておりますので、最後に採決を取らせていただきます。この時点で何か質問等ありましたら、よろしくお願いします。こちら、資料1 - 4が前回、前々回の議論の主な内容となっております。そちらもあわせて御確認いただければと思います。一応、前回、前々回と議論は重ねていったと思うのですが、確認も含めまして、気になる点等あれば。

(委員)

内容に異論はないのですが、是非運用にあたって、広告物は大変だと思うのですが、今回の適用除外にあたっては現地をよく確認していただいて、後からあれはまずかった、ということにならないようにしていただければと思います。

また、規制を緩和するという言い方ではなく、より密度濃く運用するために改正するという広報の仕方をしていただいて、屋外広告物業の組合など、実務担当の方にも丁寧に説明していただいた方がいいと思います。

(事務局)

見直しの目的については、よりきめの細かい規制となるよう見直しをすることでありますので、誤解を与えないよう注意いたします。

(会長)

現地を見るのは大変だと思うのですが、できる限り確認しながら進めていただければと思います。

(事務局)

いずれにしましても、規制の内容は最初、分かりづらい部分もあると思いますので、その部分は窓口等も含めて、来ていただける業者の方には条例改正前から周知していきます。

(会長)

これまでも、普段来ていただいている業者の方とはやり取りはしているのでしょうか。

(事務局)

全てではありませんが、主なところとはしています。

(会長)

わかりました。他はいかがでしょうか。

(委員)

私も内容について異論はございませんが、一つ御検討いただきたいのが、業者の方も表示面については色々気を使って対応すると思うのですが、特に野立看板の場合裏面が相当簡易に作られているパターンが多いので、裏面についても何かある程度の対応があればと思います。

(事務局)

表示面だけでなく、裏面や柱類等についても指導していくことを検討してまいります。

(委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

資料1 - 3の21ページ「250メートル以内の場所であっても、建築物等により特に良好な景観の眺望がきかない場所は除きます」という点について、建物が仮に除却等されて無くなってしまい、見えるようになってしまった場合、それはその時に考えるということでしょうか。

(事務局)

特に良好な景観の形成等を必要とする区間の設定範囲については、今後、5年など、定期的な見直しを行っていく必要があると考えています。

(会長)

わかりました。空き家が撤去されて眺望が良くなったなど、街中は変化が起きる可能性がありますので、広告物側だけではなく周辺環境も変化した場合に確認をしていただきながら運用していただくということですね。いずれにしましても、どち

らも動くものなので、先に形をかつちり決めていくというよりは、状況を見ながら見直しをしつつ、具体的な物件もみながら考えていくことになると思います。現場は大変な部分もあると思いますが、運用面のところで工夫していただければと思います。

また、本日欠席されている町田委員からも意見を伺っていますので、事務局の方からお願いします。

（事務局）

町田先生からは3点、御意見を伺っています。「特に良好な景観の形成等を必要とする区間について、しっかりと選定ができていると考える」、「今回、禁止地域の適用を除外する広告物について、色彩の指導も行うことは評価できる」、「見直し案について、特に異論は無く、了承できる内容と考える」。以上となります。

（会長）

ありがとうございます。運用のことも含め、よろしくをお願いします。御意見としてはよろしいでしょうか。審議事項ということで、採決を取る必要があります。事務局から説明のありました、「（1）審議事項 議案第12号 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用除外」の原案の内容について御異議はありませんでしょうか。

では、異議なしということで、こちらは原案どおり了承するということにいたします。答申書を作成する必要がありますが、こちらは私の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。御了承いただきましたので、ここでの答申書の作成は省略させていただいて、後日、答申書の写しの方を郵送させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思えます。

では、「（1）審議事項 議案第12号 平塚市屋外広告物条例 新幹線等から展望できる範囲に係る禁止地域の適用除外について」はこれで御了承いただいたということにします。ありがとうございました。

つづいて「報告事項 景観重要公共施設制度の活用について」を事務局から御説明をお願いします。

【非公開議事】

(会長)

他はいかがでしょうか。無いようでしたら、報告事項は以上ということにさせていただきます。以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

[審議会閉会 午前11時30分]